(一)　(号外)　(毎月一回25日発行)　小田原市報　昭和29年12月1日（水曜日）　(昭和29年10月15日第三種郵便物認可)

小田原市報

號外

発行所　小田原市役所
小田原市浜町1の138
編集兼発行人　市長　鈴木重治
印刷所　又造堂印刷所
定価一部二円

上府中、酒匂、国府津、下曽我、片浦　小田原市との合併成る

式辞

小田原市長　鈴木十郎

十五年一月二十日、小田原市は、人口三万二千の中核市として、新しい出発をしました。

この日、小田原市は、下府中村、酒匂村、国府津村、下曽我村、片浦村の五村を加えて、新しい小田原市として、出発しました。

この合併は、県の勧告に基づき、関係五村の、自治の尊重と、自主的な合意とを、最大の基調として、慎重に、検討を重ねた結果、実現したものであります。

この合併は、新しい小田原市の、発展のために、最も、適当な、合併であると、信じます。

この合併は、新しい小田原市の、発展のために、最も、適当な、合併であると、信じます。

十五年一月一日、小田原市は、人口二万三千の中核市として、出発しました。

この日、小田原市は、下府中村、酒匂村、国府津村、下曽我村、片浦村の五村を、合併しました

小田原市報（毎月一回25日発行）（号外）（第三種郵便物認可）
昭和29年12月1日（水曜日）
（二）

小田原市報

小田原市建設計画

五カ町村との合併による

本市と上府川村、酒匂村、国府津村、豊川村、下曽我村の五カ町村との合併問題については、市町村合併に関する法律に基づき、市町村合併の基本方針に沿って、「小田原市建設計画」の内容は、大綱次の通りであります。

新市建設の基本方針

1 新市建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

2 新市の建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

3 新市の建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

4 新市の建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

5 新市の建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

6 新市の建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

7 新市の建設の基本方針

(1) 文化都市の建設

(2) 産業都市の建設

(3) 観光都市の建設

(4) 住宅都市の建設

(5) 学園都市の建設

(6) 健康都市の建設

(7) 新市の建設は、地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図り、市民の文化的生活の向上を目指して、今迄五カ町村と合併を前提として、共同して、新市の建設を目指して、新しい市政の出発を期する。

附属書類

（国府津村の分）

（略）

（酒匂村の分）

（略）

（上府川村の分）

（略）

（豊川村の分）

（略）

（下曽我村の分）

（略）